

平成16年度 第2回  
技術委員会 化学・石油部会  
議事録

・日 時：平成16年12月6日(月) 10:00～12:00

・場 所：虎ノ門パストラル すずらん

・出席者(敬称略、順不同)

部会長：加藤(化学・バイオつくば財団)

委 員：庄賀(昭和電工)、谷(日本肥料アンモニア協会)、中田(代理 熊野(日本化学工業協会))、能重(出光ガスアンドライフ)、平位(千代田化工建設)、本田(代理 野間(トクヤマ))、渡辺(ジャパンエナジー)

事務局：杉浦、道下、桑原(以上、高圧ガスLNG協会)

大角、岩崎、神門、松木、松本、長沼、木村、吉村(以上、高圧ガス保安協会)

・配付資料：資料7 平成16年度第1回技術委員会 化学・石油部会 議事録  
資料8 LNG受入基地設備検査基準検討専門委員会での検討経緯  
資料9 定期自主検査指針・保安検査基準(コンビ則)との主な違い  
資料10 LNG受入基地設備検査基準検討専門委員会での意見対応  
資料11 高圧ガスLNG受入基地設備定期自主検査指針(案)  
資料12 高圧ガスLNG受入基地設備保安検査基準(案)  
資料13 断熱に関する基準見直し検討方針  
資料14-1 断熱に関する基準改定案(新旧対照)及び改訂理由一覧  
資料14-2 断熱に関する基準(案)  
資料15 「断熱に関する基準」見直し検討経過・予定  
  
参考2 LNG受入基地設備検査基準検討専門委員会の設置について  
参考3 LNG受入基地設備検査基準検討専門委員会委員名簿  
参考4 技術基準策定プロセスの見直し等について  
公衆審査(パブリックコメント)の実施等  
参考5 平成16年度における書面投票の方法等について

・議事概要

1. 前回議事録の確認について

事務局から、前回議事録については、事前に確認済みである旨説明を行った。

2. LNG受入基地設備検査基準検討専門委員会での検討経緯

事務局より、資料8、参考2及び参考3に基づき、前回部会で設置承認後、LNG受

入基地設備検査基準検討専門委員会における検討経緯について説明を行った。

3. LNG 受入基地設備定期自主検査指針(案)及び保安検査基準(案)について事務局より、資料9～12に基づき、コンビ則の保安検査基準との違いを中心に、LNG 受入基地設備定期自主検査指針(案)及び保安検査基準(案)について説明を行った。また、LNG 受入基地設備検査基準検討専門委員会での意見対応についても説明を行った。その後、以下のような質疑が行われた。

- ・専門委員会では他法令との整合が目的の一つになっている。ガス事業法の LNG 受入基地設備指針をベースに検討されていることは理解したが、電気事業法の指針等は検討しなかったのか。

電気事業法では定期事業者検査が規定されているが、ガス事業法の LNG 受入基地設備指針のように詳細な方法、周期まで定められた民間規格はなく、各社の自主基準に拠ることになっている。従って、今回の指針(案)基準(案)の作成にあたっては、ガス事業法の LNG 受入基地設備指針をベースに検討を行ったが、電気事業法適用の会社の基準とも比較し、大きな違いがないことを確認している。

- ・LNG 受入基地設備定期自主検査指針(案)及び保安検査基準(案)は、LNG に腐食性がないことを前提に作成されている。腐食性がないことをどのような試験法によって確認しているのか。

日本の受入基地は、海外の液化基地で不純物を十分に取り除いた LNG を受け入れている。そのため、日本で受け入れる際に改めて不純物の成分分析は実施していない。もし、腐食性が問題になるレベルのものであれば、海外の液化基地でも操業に問題が出てくるはずであり、現在までにそういった事例はない。LNG は低温であり、水分は除かれている。懸念される腐食性物質は水分がある状態でないと進行しない。

- ・コンビ則は LNG 受入基地も包含しており、その指針及び基準が最近策定されたばかりであるが、説明のあったコンビ則と異なっている箇所はこのような短期間に技術的な裏付けができたのか。

もともと LNG 受入基地についても、コンビ則の指針及び基準の作成段階で検討してきている。今回提案している指針(案)及び基準(案)は、スタンド関係と同様に業種別に使いやすいよう LNG 受入基地に特化したものである。

- ・資料9の2.(1)緊急遮断装置の弁座漏えい検査において、目視検査、作動検査により遮断性能が確保できるとあるが、目視検査で遮断性能が確保できるとはどういう意味か。

目視検査では、ケーブルの配線状況、錆の状況を確認し、作動試験時にスムーズに動いているかを確認することになる。遮断性能は目視検査だけでは確認できないが、今回の提案は、過去漏えいが発生していない実績を踏まえた対応であり、作動検査と目視検査を併せて保安検査で実施することで代替できるという主旨である。

- ・定期検査時に水分が混入し、水銀とのアマルガム腐食が発生した事例があるということであるが、安全上の担保を取った上での指針案及び基準案ということか。

水銀とのアマルガム腐食が発生した事例はあるが、希なケースであり、運転前の管理が問題なければ、発生することはないと考えている。定期検査時に開放した場合には、水分を取り除くためにパージし、最終的にはマイナス40度の露点で最終確認を行った上で運転している。自主的な管理を実施しており、指針案及び基準案には言及しなかった。

#### 4. 書面投票について

事務局より、参考4及び5に基づき、今回提案のLNG受入基地設備定期自主検査指針(案)及び保安検査基準(案)に係る書面投票の方法について説明を行い、〳切までに投票を行って頂くようお願いした。また、今回提案の指針案及び基準案の総則に記載している不純物の制限値例については、LNGが腐食性のないガスであるという前提の基に作成しているという主旨は変更しないが、その記載の方法については変更があることを了解した上での投票をお願いしたい旨追加説明し、了承を得た。

#### 5. 断熱に関する基準の見直し検討状況について

事務局より、資料13～15に基づき、断熱に関する基準の見直し検討状況について説明を行い、以下のような質疑が行われた。

基準案については意見があれば、12月中に事務局宛にご連絡頂くことになった。また、パブリックコメントを実施する予定であること、3月上旬から中旬にかけて、一般ガス部会、化学・石油部会においてパブリックコメントに対応した最終案を審議する予定であることを説明した。

- ・基準(案)に事件事例を追加しているが、例えば、保温すべきであったフランジに保温がなく熱バランスが崩れてフランジから漏れるといったような断熱に起因する事故例も含まれるのか。それとも単に断熱材に起因する事故例ということか。本自主基準は、断熱を施工する場合の基準であり、どこを断熱すべきかを示す基準ではない。従って、指摘のような事故例は含まれていないが、できる限り多くの事故例を含むようにしたい。

以上